

注意文言表示規制・広告規制の見直し等について

平成30年12月28日
財政制度等審議会

財政制度等審議会 たばこ事業等分科会 名簿

<委員>◎五十嵐 隆 国立成育医療研究センター理事長
川村 雄介 (株)大和総研副理事長
○細野 助博 中央大学総合政策学部教授
宮島 香澄 日本テレビ放送網(株) 報道局解説委員

<臨時委員> 荒谷 裕子 法政大学法学部教授
安藤 光義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
江川 雅子 一橋大学大学院経営管理研究科教授
角 紀代恵 立教大学法学部教授
門脇 孝 東京大学大学院医学系研究科特任教授
村上 政博 成蹊大学客員教授・一橋大学名誉教授・弁護士

<専門委員> 牛窪 恵 マーケティングライター

(注) ◎は分科会長、○は分科会長代理

たばこは、20 歳以上の者が喫煙することが認められている嗜好品である。製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことがたばこ事業法で定められている。

たばこは合法的な物資である一方、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることは科学的に認められていることから、これまでも、たばこ事業法に基づき、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」も踏まえ、たばこのパッケージの注意文言表示やたばこの広告の規制が行われている。

これらの規制が導入されてから 10 年以上が経過し、この間、様々な科学的知見が蓄積され、喫煙と健康に関する意識が高まり、とりわけ望まない受動喫煙の防止への社会的要請が強まっており、世界各国の規制の状況にも動きがみられる。また、加熱式たばこが急速に普及し、たばこの市場にも変化がみられる。

こうした中、第 196 回国会において、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止すること等を内容とする「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、段階的に施行されることとなっている。

これらを踏まえ、財政制度等審議会たばこ事業等分科会において、たばこを巡る諸課題に対応するため、注意文言表示規制及び広告規制、さらに健康増進法の改正を踏まえた所要の見直しについて、平成 28 年における審議及び取りまとめられた報告書を継承して、審議の上、報告としてとりまとめたので、当審議会はこの報告をここに提出する。

注意文言表示規制については、文言の内容に関して、喫煙と健康に関する適切な情報提供という観点から、最新の科学的知見に即した内容とするとともに、望まない受動喫煙の防止など「他者への影響」について、表示を充実させる。内容を簡潔なものとし、文字数を削減して読みやすい表現とする。さらに、加熱式たばこに関する注意文言を設ける。表示の方法に関して、FCTC や注意文言の表示面積に係る諸外国の動向も踏まえ、注意文言の表示面積を拡大し、主要面の 50% 以上とする。「他者への影響」に関する注意文言を表面に、「未成年者（20 歳未満の者）の喫煙防止」及び「喫煙者本人への影響」に関する注意文言を裏面に表示する。

広告規制については、財務大臣が指針を定め、より詳細な運用に関し業界団体が自主規準を定め、運用が行われているという規制の枠組みを前提に、未成年者の喫煙防止に配慮すること、たばこの消費と健康との関係に配慮すること、広告が過度にわたることのないよう努めることを一層徹底させるとの観点から、たばこの広告に表示する注意文言や加熱式たばこに係る広告など、財務大臣が定める指針の所要の見直しを行うとともに、運用面で課題が認められることから、業界自体が自主規準の改定を行うなど、改善に取り組むことが適当である。

健康増進法の改正を踏まえた所要の見直しとしては、たばこの特定小売販売業等の許可条件について、喫煙設備の設置を許可条件とする現行制度は基本的に維持し、既存の事業者の

営業に配慮して、見直しを行う。

なお、これらの規制の見直しに当たっては、たばこの流通、販売形態に与える影響にも配慮して、円滑な実施に努めることを求める。

1. 注意文言表示規制の見直し

(1) 現行の注意文言表示

たばこ事業法は、たばこのパッケージに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための文言を表示することを義務付けている。

たばこは合法的な物資である一方、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることは科学的に認められており、注意文言は、このような観点から、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断できるよう喫煙と健康に関する適切な情報を提供する役割を果たしている。

(2) 現行の注意文言表示における課題

① 注意文言の内容

現行の注意文言で採用している8種類の文言以外にも、科学的知見の蓄積により多くの疾病等について喫煙との因果関係が明らかとなっているが、これらの情報が十分に反映されていない。また、消費者への正確な情報提供という注意文言表示の目的を重視した結果、注意文言の文字数が多くなり、かえって読みにくいものとなっている。なお、ニコチン・タール量の表示が消費者の商品選択の目安となっている一方、これらの表示が健康に及ぼす悪影響の軽重を示しているとの消費者の誤認を生じさせるおそれがあるとの指摘がある。

加えて、健康増進法の改正など、望まない受動喫煙の防止への社会的要請が強まっている中、現行の注意文言において、受動喫煙による非喫煙者や子供、胎児への影響に関する文言は2種類となっている。また、加熱式たばこについては、現状、「パイプたばこ」の注意文言を表示することとなっているが、販売されて間もないこともあり、その健康影響に関する科学的知見が紙巻たばこ等と異なる状況にあることを踏まえた検討が必要である。

② 注意文言の表示方法

未成年者の喫煙防止は法律上当然に要請される事項であるが、現行は8種類の注意文言の一つとしてローテーション表示されており、消費者が表示に接する機会が少ないほか、

「他者への影響」に関する注意文言については、事実上パッケージの裏面に表示されている結果として、認知度が上がっていない。また、注意文言の文字数が表示面積に比べて多くなっているため、文字の大きさが小さく読みにくいものとなっている。

このほかにも、次のような課題がある。

- ・ パッケージ自体が小型の商品については、主要面の面積が小さいため、その分文字が更に小さくなる。
- ・ 注意文言の背景色がパッケージ全体の色に溶け込んでいるため、注意文言が読みにくい商品が散見される。なお、背景色の問題については、注意文言の表示面積の大きさとの関係で考える必要があるとの指摘もある。
- ・ mild、light 等の形容的表現を用いる場合、「本パッケージに記載されている製品名の「●●」の表現は、本製品の健康に及ぼす悪影響が他製品と比べて小さいことを意味するものではありません。」との文言（ディスクレーマー）の表示が義務付けられているが、側面に表示されているため、文字の大きさが小さく表示の有無を認識しにくい。

(3) 注意文言の内容の見直し

注意文言の内容については、次の見直しを行い、別紙1に掲げる注意文言とすることが適当である。

- ① 注意文言で取り上げる健康影響の種類については、喫煙の健康リスクを消費者がこれまで以上に正確に判断することが可能となるよう、最新の科学的知見に即して追加・改定を行う。あわせて、健康増進法の改正を踏まえつつ、自らの選択によらない受動喫煙による非喫煙者や子供（乳幼児、小児から中学生、高校生など）、胎児への影響についての理解を深めるため、「他者への影響」に関する注意文言を充実させる。
- ② 注意文言の内容を簡潔なものとし、文字数を削減して読みやすい表現とする。現行の注意文言で表示する厚生労働省のホームページアドレスは、表示しないこととする。
- ③ ニコチン・タール量の表示と併せ、ニコチン・タール量と健康影響との関係について消費者の誤解を生じないように注意を促す文言を表示する。
- ④ 加熱式たばこについて、新たに区分を設けた上で、現時点で得られている科学的知見を踏まえた注意文言とする。

なお、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては、紙巻たばこと同じ注意文言とし、かみたばこ、かぎたばこ及び製造たばこ代用品については、最新の科学的知見に即して見直しを行う。

(4) 注意文言の表示方法の見直し

注意文言の表示方法については、次の見直しを行うことが適当である（見直しを反映し

たパッケージのイメージについては、別紙2)。

- ① F C T Cや注意文言の表示面積に係る近年の諸外国の動向も踏まえ、注意文言が読みやすい大きさとなるよう、注意文言の表示面積を拡大し、主要面の50%以上とする。
- ② 「他者への影響」についての理解を深めるため、対応する注意文言をパッケージの表面に表示する。また、裏面には、「未成年者の喫煙防止」に関する注意文言と「喫煙者本人への影響」に関する注意文言を表示することとし、前者については、消費者が確実に表示に接することができるよう、ローテーション表示でなく、すべてのパッケージに表示する。
- ③ 注意文言を読みやすくするとの今般の見直しの趣旨を担保する等の観点から、注意文言の表示面積の下限を1,300 mm²とする。なお、主要面の数が1つのパッケージの場合の表示面積の下限については、1,820 mm²とする。
- ④ 注意文言を明確に認識できるようにする観点から、文字の色及び枠線の色を白又は黒に限定するとともに、枠線の太さを1mm以上とする。
- ⑤ 商品名にmild、light等の形容的表現を用いる場合は、主要面(表面)にディスクリーマーを表示する。
- ⑥ このほか、一般に品目毎の市場流通量が少なく、かつ今般の見直しによりローテーション表示する注意文言数が増加する製造たばこ(葉巻たばこ等)について、注意文言のローテーション表示の期間を2年間とするなど、表示を改める。

(5) 注意文言表示の見直しの施行時期

今般の見直しによる新たなパッケージへの切替えについては、パッケージデザインの変更を伴うこと等から、一定の期間を要すると考えられることや、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、2020年7月1日に日本たばこ産業株式会社又は特定販売業者により販売(出荷)される製造たばこから全面適用とすることが適当である。ただし、市場に広く流通している紙巻たばこの主要銘柄及び加熱式たばこについては、より早期の切替えを図るため、2020年4月1日から全面適用とすることが適当である。

(6) 注意文言表示に画像を用いることについて

海外では、画像を用いた注意文言表示を導入している国が増加している。注意文言表示は、画像を用いた注意文言表示の場合には一定の視覚的効果が期待できる一方で、喫煙と健康に関する適切な情報提供という観点からは、提供する情報が消費者に正確に受け止められるようにするとともに、過度に不快感を与えないようにすることが必要と考えられる。

また、我が国においては、製造たばこが自動販売機や製造たばこ以外の商品を扱う店舗でも販売されており、製造たばこのパッケージは喫煙者以外の目にも触れることに留意す

る必要がある。

こうした様々な課題があることを踏まえれば、我が国において画像を用いた注意文言表示とするか否かは、新たに導入する注意文言の効果、画像を導入した諸外国における導入効果等について十分に検証し、画像の受け止め方は国民性等により異なることなどにも留意し、引き続き、検討されるべき課題と考えられる。

2. 広告規制の見直し

(1) 現行の広告規制

たばこ事業法は、製造たばこに係る広告（以下「たばこ広告」という。）を行う者に対し、

- ① 未成年者の喫煙防止に配慮すること
- ② 製造たばこの消費と健康との関係に配慮すること
- ③ 広告が過度にわたることのないように努めること

を求めており、同法に基づき財務大臣が定める指針（以下「広告指針」という。）において、上記の観点から広告の内容や方法に制限が必要な事項について定め、たばこ広告が適切に行われることを担保している。

当該広告指針に定める事項の運用の詳細及び当該広告指針に定められた事項を上回る自主的な制限について、たばこ事業者で組織する一般社団法人日本たばこ協会において自主規準を定めており、当該自主規準に沿った広告の運用が図られている。

（注1）たばこ広告については、F C T Cにおいて、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止又は制限が求められているが、たばこ事業法及び広告指針は、たばこ広告を全面的に禁止すべきとの考え方ではなく、たばこ広告が適切に行われるよう、必要な制限を行っている。

(2) 現行のたばこ広告における課題

- ① 未成年者の喫煙防止に配慮すること

見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布については、成人に限定して行うこととされているが、配布の相手方の年齢確認の方法が定められていないなど、成人かどうかの確認が十分に行われていない可能性がある。また、インターネット広告が認められる「成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合」の運用について具体的な技術的基準が定められていないほか、自主規準において、未成年者読者比率 25%以下の新聞・

雑誌等については広告可能とされており、未成年者の喫煙防止への配慮の観点から、更なる徹底を図る余地が残されている。

② たばこの消費と健康との関係に配慮すること

たばこ広告における注意文言について、広告中の文言と比較して文字が小さく、読みにくいものとなっているほか、インターネットにおける一覧性のない広告は、閲覧者が広告の最後まで目を通す機会が少ないため、最下部に表示された注意文言を認識することができない。

③ 広告が過度にわたることのないよう努めること

たばこの販売場所等におけるはり札、看板等の広告について、一般の通行人にも訴求するような大きさのものが散見されるほか、たばこの購入を条件とするキャンペーンや販売促進物品の提供がエスカレートする傾向が見られている。

なお、テレビ、ラジオ広告については、実態上行われていないが、明示的に禁止されておらず、将来的な実施可能性を残している。

④ その他

足下において、加熱式たばこに係る広告が広く行われているが、加熱式たばこのデバイスに関しては、「製造たばこ」そのものではなく、販売されて間もないこともあり、加熱式たばこのデバイスに係る広告に対する明示的な取組がなされていない。

(3) 広告指針の見直し

これらの課題の多くは、現行の広告指針に定める趣旨をより徹底するための運用面での課題と考えられることから、業界自体が改善に取り組むことが適当である。

他方、たばこ広告に表示される注意文言や足下で生じている課題等については、広告指針において適切に対応する必要があることから、次の見直しを行うことが適当である。

- ① たばこ広告に表示する注意文言については、たばこのパッケージの注意文言表示規制の見直しにより、最新の科学的知見に即し、簡潔で読みやすい表現となることを踏まえ、たばこのパッケージに表示する注意文言と同じ文言とした上で、「未成年者の喫煙防止」、「他者への影響」及び「喫煙者本人への影響」に関する注意文言をそれぞれ表示する。

なお、紙巻たばこ、加熱式たばこ等に係る広告について、小さい広告の場合や長期固定の店舗設備としての機能を有する物品に広告を掲載する場合のような特殊な広告の

場合において、必要に応じ使用することができる注意文言を別途定める（たばこ広告に表示する注意文言の例及び「必要に応じ使用することができる注意文言」については、別紙3のとおり）。

（注2）たばこ広告にニコチン・タール量を表示する場合や、mild、light等の形容的表現を用いる場合、それぞれディスクレマーを表示する。

- ② 加熱式たばこのデバイスに係る広告についても、広告指針の趣旨を踏まえて配慮することを求める旨明確化する。
- ③ 「はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を含む。）に掲出され又は表示されるたばこ広告」については、たばこの販売場所及び喫煙所において行う場合を除き、公共性の高い場所では行わないこととされているが、未成年者の喫煙防止への配慮の観点から整理を行い、当該たばこ広告を行うことができる場所を、「たばこの販売場所」、「喫煙所」及び「成人（20歳以上の者）のみが利用する場所」と明確化する。

また、郵送等の手段を除いた「見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布」を行うことができる場所についても、同様に明確化する。

（4）業界自体が改善に取り組むべき事項

業界において、自主規準の改定を行うなど、次の見直しを行うことが適当である。

- ① インターネット広告、新聞・雑誌等における広告及びパンフレット等の配布について、未成年者を対象としないためのより実効性の高い措置を講じる。
- ② たばこ広告における注意文言について、たばこのパッケージの注意文言表示の見直しを踏まえ、文字を大きくするなど、注意文言がより認識できるよう、表示方法を見直す。インターネット広告については、その特性を踏まえた効果的な表示方法となるよう見直す。
- ③ たばこの消費者以外の非喫煙者や未成年者に過度に訴求することのないよう、たばこの販売場所等における広告の大きさや掲示方法のほか、たばこの購入を条件とするキャンペーンや販売促進物品の提供に関して、必要な制限を行う。
テレビ、ラジオ広告については、実態上行われていないことに即して、適切に対応する。
- ④ 加熱式たばこのデバイスに係る広告についても、広告指針を踏まえ、適切に対応する。

（5）広告指針の見直しの施行時期

今般の広告指針の見直しに基づく新たな注意文言の表示については、新たな注意文言への切替えに一定の期間を要すると考えられることや、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、2020年7月1日から全面適用とすることが適当である。その他の見直しについては、可能な限り早期の施行とすることが適当である。

なお、自主規準の改定等についても、上記を踏まえ、適切な段階で運用を開始していくことが適当である。

(6) その他

現在、喫煙を促進しないような、企業活動の広告並びに喫煙マナー及び未成年者喫煙防止等を提唱する広告については、広告指針の適用除外となっているが、広告の内容等によっては、未成年者に与える影響にも配慮する必要があると考えられることから、自主的に運用の規準の設定が行われることが期待される。

また、国においても、業界団体による自主的な運用に委ねるだけでなく、たばこ広告の状況について適時適切にモニタリングを行い、仮に不適切な広告が認められた場合には、たばこ事業法第40条第3項に基づく勧告等の行政上の措置を講じていくべきと考えられる。

3. 健康増進法の改正を踏まえた所要の見直しについて

たばこ事業法上、製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、その製造たばこに係る営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないこととされている。たばこの小売販売業者のうち、閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設（事業所、飲食店、大規模な小売店舗、旅館、劇場など）内の場所を営業所としてたばこの小売販売を業として行う者（特定小売販売業者）については、施設内（建物内）に喫煙設備を設けることを条件に、たばこの小売販売の許可を受けている。

（注3）小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張してたばこの小売販売をしようとする場合においては（出張販売）、その場所ごとに、財務大臣の許可を受けなければならないが、閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所出張販売を行う場合にも、施設内に喫煙設備を設けることを条件に、許可を受けている。

特定小売販売業は、こうした施設の利用者を対象にたばこの小売販売を行うことを踏まえれば、引き続き、施設内に喫煙設備を設けることを条件とすることが適当である。一方、健康増進法の改正により、施設に応じ、当該施設の一定の場所を除き喫煙が禁止されるほ

か、「喫煙専用室」等については、厚生労働省令で定める技術的基準に適合する必要がある等の措置が講じられることなどを踏まえ、次の見直し等を行うことが適当である。

- (1) 「第一種施設」に関しては「特定屋外喫煙場所」のみ喫煙が可能となること等を踏まえ、たばこの販売場所のある建物の屋外の敷地内の場所に喫煙設備を設置することも可とする。
- (2) 厚生労働大臣が指定する「指定たばこ」のみ喫煙が可能とされている施設において、特定小売販売業者等が「指定たばこ」を全く販売していない場合、「施設内に喫煙設備を設けること」との条件に該当していないものとする。
- (3) 施設内の（喫煙）設備が健康増進法の規定により喫煙するために利用できないものである場合、当該設備は「施設内に喫煙設備を設けること」との条件における「喫煙設備」に当たらないものとする。
- (4) 今般の特定小売販売業等の許可条件の見直しを行う日の前日において、既に特定小売販売業又は出張販売の許可を受けている者やこれらの許可申請を行っている者が、施設内の喫煙設備を撤去した場合（例：灰皿等の喫煙設備を設けていたが、健康増進法の改正により当該設備を利用できなくなるため、撤去した場合）、激変緩和の観点から、当分の間、「施設内に喫煙設備を設けること」との条件を適用しない。

また、今般の特定小売販売業等の許可条件の見直しを行う日以後に特定小売販売業又は出張販売の許可申請を行い、「第一種施設」においてたばこの小売販売を行おうとする場合にあっては「健康増進法の一部を改正する法律」附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日まで、「第二種施設」等においてたばこの小売販売を行おうとする場合にあっては2020年3月31日までの間に、新たにこれらの許可を受けた者については、これらの日までの間、「施設内に喫煙設備を設けること」との条件を適用せず、これらの日の翌日から、当該条件を適用する。

なお、今般の特定小売販売業等の許可条件の見直しから一定期間経過後に、特定小売販売業者等の実態等を把握の上、財政制度等審議会たばこ事業等分科会において、経過措置の扱いについて、必要な検討を行う。

4. その他

本年3月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」においては、平成34（2022）年度までに、「禁煙希望者が禁煙することにより、成人喫煙率を12%とすること」を目標として掲げているが、本目標は、今般の規制の見直しのみならず、禁煙治療の推進、未成年者

に対する教育や啓発活動などを総合的に進めることで実現すべきものと考えられる。

たばこのパッケージに表示する注意文言

(1) 紙巻たばこ

①他者への影響

- ・たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。
- ・望まない受動喫煙が生じないように、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。
- ・たばこの煙は、あなただけでなく、周りの人が肺がん、心筋梗塞など虚血性心疾患、脳卒中になる危険性も高めます。
- ・たばこの煙は、子供の健康にも悪影響を及ぼします。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。
- ・妊娠中の喫煙は、胎児の発育不全のほか、早産や出生体重の減少、乳幼児突然死症候群の危険性を高めます。

②喫煙者本人への影響

- ・喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。
- ・喫煙は、肺がんをはじめ、あなたが様々ながんになる危険性を高めます。
- ・喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾患や脳卒中になる危険性を高めます。
- ・喫煙は、あなたが肺気腫など慢性閉塞性肺疾患（COPD）になり、呼吸困難となる危険性を高めます。
- ・喫煙は、あなたが歯周病になる危険性を高めます。

③未成年者の喫煙防止

- ・20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

(2) ディスクレーム

①ニコチン・タール量

- ・ニコチン・タールの摂取量は、吸い方により製品に表示された値とは異なります。

②mild、light等の形容的表現

- ・「●●」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。

(3) 葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ

紙巻たばこと同じ

(4) 加熱式たばこ

①他者への影響

- ・加熱式たばこの煙（蒸気）は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。
- ・望まない受動喫煙が生じないように、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。
- ・加熱式たばこの煙（蒸気）は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。

②喫煙者本人への影響

- ・加熱式たばこの煙（蒸気）は、発がん性物質や、依存性のあるニコチンが含まれるなど、あなたの健康への悪影響が否定できません。

③未成年者の喫煙防止

- ・20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

(5) かみたばこ

①他者への影響

- ・妊娠中のかみたばこの使用は、妊娠高血圧症候群、早産や出生体重の減少のおそれがあります。
- ・誤飲を防ぐため、たばこは、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄しましょう。

②使用者本人への影響

- ・かみたばこの使用は、あなたが口腔がん等のがんになる危険性を高めます。ニコチンには依存性があります。

③未成年者の使用防止

- ・20歳未満の者の使用は、法律で禁じられています。

(6) かぎたばこ

①他者への影響

- ・妊娠中のかぎたばこの使用は、妊娠高血圧症候群、早産や出生体重の減少のおそれがあります。
- ・誤飲を防ぐため、たばこは、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄しましょう。

②使用者本人への影響

- ・かぎたばこの使用は、あなたが口腔がん等のがんになる危険性を高めます。ニコチンには依存性があります。

③未成年者の使用防止

- ・20歳未満の者の使用は、法律で禁じられています。

(7) 製造たばこ代用品

①他者への影響

- ・たばこの代用品の煙は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。
- ・望まない受動喫煙が生じないように、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。
- ・たばこの代用品の煙は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの代用品の誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。

②喫煙者本人への影響、未成年者の喫煙

- ・たばこの代用品の煙は、発がん性物質が含まれるおそれがあるなど、20歳未満の者を含め、あなたの健康への悪影響が否定できません。

新たなパッケージのイメージ
(紙巻たばこの例)

(表面)

(裏面)

| | | |
|---|--|--|
| TOBACCO | TOBACCO LIGHTS | TOBACCO |
| 望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。 | 望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。 <small>「LIGHTS」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。</small> | 20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。 喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。 |

| | | |
|-------------|----------|---------------------------------------|
| タール ニコチン | mg mg | ニコチン・タールの摂取量は、吸い方により製品に表示された値とは異なります。 |
|-------------|----------|---------------------------------------|

たばこ広告に表示する注意文言

- たばこ広告には、「未成年者の喫煙防止」、「他者への影響」及び「喫煙者本人への影響」に関する注意文言（それぞれたばこのパッケージに表示する注意文言と同じ文言）を表示する。紙巻たばこ及び加熱式たばこの例は、次のとおり。

(注) 表示を要する場合には、ディスクレマー（別紙1参照）も表示（それぞれたばこのパッケージに表示する注意文言と同じ文言）。

(1) 紙巻たばこの例

- ・ 20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。
喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾患や脳卒中になる危険性を高めます。
- ・ 20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
たばこの煙は、あなただけでなく、周りの人が肺がん、心筋梗塞など虚血性心疾患、脳卒中になる危険性も高めます。
喫煙は、あなたが肺気腫など慢性閉塞性肺疾患（COPD）になり、呼吸困難となる危険性を高めます。

(2) 加熱式たばこの例

- ・ 20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
望まない受動喫煙が生じないように、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。
加熱式たばこの煙（蒸気）は、発がん性物質や、依存性のあるニコチンが含まれるなど、あなたの健康への悪影響が否定できません。

○ 小さい広告の場合や、長期固定の店舗設備としての機能を有する物品に広告を掲載する場合、必要に応じ、次の注意文言を使用することもできる。

(1) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ

・20歳未満の者の喫煙は禁じられています。たばこの煙は、あなたや周りの人が肺がん、虚血性心疾患、脳卒中になる危険性を高めます。

(2) 加熱式たばこ

・20歳未満の者の喫煙は禁じられています。加熱式たばこの煙（蒸気）は、発がん性物質が含まれるなど、あなたや周りの人の健康への悪影響が否定できません。